

平成29年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
1	松江	家庭的養護促進事業 (1) 普及啓発活動について	里親を知ってもらうために続けている「おはなしサロン」や「出前講座」など、回を重ねるごとに感じるのは、里親についてよく知らない方が多いということですから、里親の体験を沢山の皆さんに聞いて貰うのに「出前講座」は有効な方法だと思っています。県里親会は普及啓発の事業として、特に今回、制度や里親の体験談を特集したDVDを作成しました。県の後押しもあって一味違う形が出来たことに感謝をしています。ですがこのDVDも十分な活用にはまだなっていません。「出前講座」は今年度も既に2～3カ所から申し入れがあって体験を語る場に弾みが出ている所です。「おはなしサロン」は、一般の参加者をより多く募るといった課題を抱えながらも、今年度も事業計画として予定に入れました。 普及活動には里親会も精いっぱい努力をしますが、それにも増して普及啓発のできる場の紹介や、アドバイスも含めて協力をいただきたいものです。	里親登録者数を増やすためには、県民の皆様に里親制度の趣旨や里親の実情などを広く周知することにより、里親への理解と関心を深めていただく必要があります。実際に児童を養育している里親の体験を聞くことができる「出前講座」や「おはなしサロン」は、里親をより身近に感じていただける有意義な機会であり、多くの一般県民の方に参加していただけるよう場の設定や広報に努めてまいります。今後とも、里親会の皆様と連携し、市町村等の関係機関への情報提供を行い、里親制度の普及啓発の強化に取り組んでまいりますので、ご協力をお願いいたします。	「おはなしサロン」や「出前講座」において制度説明や養育体験発表を行ったり、一般県民を対象とした講演会を開催して制度周知を図り、里親や委託児童への理解を求めました。引き続き、県里親会や関係機関と連携し、制度の普及啓発に積極的に取り組んでいきます。	青少年家庭課	松江地区里親会	7月11日
2	松江	家庭的養護促進事業 (2) 委託促進と相互交流活動について	生き甲斐を持って研修を受けて里親登録はしたものの、なかなか委託に繋がらないという声をよく聞きます。では委託につながる子どもがいないのかということでもないようです。養護施設や児童相談所との連携は欠かせないものだと思いますし、実親との関係も含めて里親をうまく生かして欲しいです。里親会は登録会員のせっかくの希望が薄れることのないように、さまざまな形の交流会や研修会を行っています。そこには施設職員や県職員の参加もありますが、なかでも委託に関わる先頭の立場にあるケースワーカーとの繋がりは、実親との意思疎通を図る上にも欠かせないものがあると考えます。里親に預けると子どもはもう帰ってこないのではなく、子育てのサポート役を担っているという里親の一面を、実親に強くアピールして誤解を少なくする為にも、里親会との関わりがより強くなることを望みます。	児童養護施設等に長期入所している児童が里親委託に適していても、実親の理解が得られないため、里親委託が進まない場合があります。児童相談所と施設が連携し、実親の「里親に預けると子どもをとられてしまう」等の不安を取り除く努力をしてまいります。 また、里親交流会や入所児童が里親の元で過ごす家庭生活体験事業等を通じて、里親と児童との交流を図り、里親委託を促進してまいりたいと考えております。	児童養護施設等での行事に里親や児童相談所職員が参加したり、児童相談所が実施する交流会に施設職員や入所児童が参加して交流を深めました。また、児童養護施設等と連携して家庭生活体験事業を実施し、里親と入所児童の交流を図りました。今後も、関係機関が共通認識を持ちながら相互理解を深め、里親委託の促進に努めていきます。	青少年家庭課	松江地区里親会	7月11日
3	松江	家庭的養護促進事業 (3) その他	ここ2年間行ってきた島根県立短期大学保育学科での「出前講座」は、担当の先生の理解と要請もあって、保育の専門学生と里親会との交流をするというながりに変化しています。これから職業として子どもとの関わりをもつ学生たちは、いま学習している社会的養護を実践として取り入れるだろうし、また里親会は知識向上に役立つ研修の一環にと、それぞれの力になることを願って今年度の計画に取り入れたところであります。 形や方法は知恵を出し合えば何とかして探せそうですが、それを見つける場の提供にはどうしても協力が必要です。「出前講座」「交流会」「おはなしサロン」など地域に広められるように知恵と力の協力をお願いします。周りに里親を知っている方々の存在が多い程、実親の持っている里親への不安は、安心出来る子育ての家庭だという認識が変わっていくと信じています。	里親委託を推進するためには、児童の養育に関する里親支援を充実させることが必要であり、今年度、島根県立大学と連携して行う研修事業は、里親の子育てのスキルアップと委託児童の処遇向上につながるのと同時に、参加する学生の里親理解も深まるものと考えております。 児童が地域で愛されて育ち、里親を孤立させないためには、地域の方々の里親への正しい理解が不可欠であり、市町村等の関係機関に対して、里親制度について広報する機会を提供していただくよう、積極的に働きかけてまいります。	今年度は、島根県立大学と連携して「子育て支援プログラム」をベースとした里親向け研修会を4回開催し、里親の養育技術の向上と相互交流を図りました。同時に、学生ボランティアによる里親委託児童とのレクリエーションを実施し、学生の里親制度への理解を深めました。 来年度以降も県立大学や県里親会と連携し、里親支援の充実を図っていきたくと考えます。	青少年家庭課	松江地区里親会	7月11日

平成29年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
4	松江	介護人材確保対策の充実について	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉養成校への入学者が激減している。 実務経験年数を経ての国家試験受験者も減少している。 このままでは、現状維持が困難である。国、県及び市町村で画期的な対策が必要である。 奨学金の大幅改定他、早急な対応を期待したい。 	<p>介護福祉士養成校の入学者は、近年減少傾向にあり、定員数の4割前後の状況です。昨年実施した、高等学校の進路指導を担当する先生へのアンケート調査では、養成校への進路を進めらるにあたり、介護職場に対する「処遇面の不安」（43.2%）と「仕事がハード」（34.7%）ということが問題と感じているとの回答が多くありました。</p> <p>一方で、毎年中学生や高校生を対象に「夏休み介護の職場（仕事）体験事業」を行っていますが、参加した生徒達からは『将来介護の仕事に就いてみたい』といった声も寄せられています。</p> <p>今年度は、小学生のうちから、福祉や介護に関心を持ってもらうための「副読本」に加え、DVDを作成することとしています。</p> <p>また、高校1年生向けには「介護や福祉の仕事」の魅力を伝えるためのガイドブックをリニューアルし、さらにDVDも作成することとしており、さらに介護福祉士会や老人福祉施設協議会の協力を得ながら出前講座を行うことを計画しています。介護や福祉の職場選択のためには、イメージの改善が必要と考えています。</p> <p>国家試験については、受験資格が厳しくなり受験者も約半数でした。受験資格の要件となった「実務者研修」については、受講費用など20万円を上限とした貸付制度があり、研修修了後に2年間介護福祉士として勤務すれば返還が免除されるなどの仕組みとなっています。</p> <p>なお、介護職場で働きながら通信教育で「実務者研修」を受講する場合は、10日前後のスクーリングが必要ですが、その期間の代替職員の賃金等について助成する制度もあります。これらの制度活用も、もっと周知してまいりますので、事業所での活用もご検討ください。</p> <p>また、一定程度の介護職員の経験がありながら、離職（失業）されている方には、介護職員としての再就職にあたり、20万円を上限とした再就職準備資金の貸付制度があります。これも2年間介護職員として勤務すれば返還が免除されます。</p> <p>奨学金（修学資金）については、国の制度のため、金額等の改定は直ちになりませんが、利用者の意見等は聞いていきたいと考えます。まずは、活用していただけるよう、申請のタイミングなど工夫をしていきたいと考えています。</p> <p>県の修学資金の他に、県老人福祉施設協議会が行っている奨学金や市町村や施設・事業所においても、独自で奨学金制度を設けているところもあります。それぞれ減免制度がありますので、そうした制度を併用することも可能です。</p> <p>介護人材の確保については、事業所関係者や職能団体の方々と連携し、イメージアップ、確保、定着の柱で取り組んでまいります。</p>	<p>年度内に、小中学生向けの副読本や高校生向けのガイドブックについてリニューアルするとともに、教材用DVDを作成する予定です。</p> <p>出前講座については、今年度は学校からの要望がなく、イベント参加の約100人の子どもたちへ実施しただけでしたが、来年度は早い時期から学校と連携し、学校における件数増加を図ってまいります。</p> <p>今年度の、介護福祉士等修学資金の受給者は39名（うち介護福祉士36名、H28年度は26名）、実務者研修受講資金の受給者は27名、また再就職準備金の受給者は1名（12月末現在）でした。いずれも、あらゆる機会を活用して広報を図り、一層の活用推進を図ってまいります。</p> <p>実務者研修受講者のスクーリング時の代替職員の賃金等助成制度の利用者は17人（H28年度7人）でした。</p> <p>来年度、介護や介護の仕事へのイメージアップを図るための広報戦略を作成することを目的として、介護従事者や一般県民等を対象に福祉・介護の魅力を再発見するためのアンケートを行い、約1,500人から回答があったところです。</p>	地域福祉課	安来第一病院	7月11日
5	松江	市町村における精神保健対策の充実について	<ul style="list-style-type: none"> 近年市町村での活動低下が指摘されている。特に、在宅精神障害者の支援について推進が必要である。 	<p>在宅精神障がい者の支援については、昨年度、各関係機関の連携を目的に、医療、介護、福祉の関係者向けの研修会を実施するとともに、市町村担当職員の研修会についても実施をしたところです。</p> <p>県としては、このような研修会をはじめ、精神障がい者が地域でより自分らしく安心して生活できるよう、市町村等での取り組みをバックアップする必要があると考えています。</p> <p>※H28研修会実施状況 医療、介護、福祉関係者研修会：松江、浜田、隠岐の3箇所で開催 市町村職員研修会：松江、浜田、隠岐の3箇所で開催</p>	<p>H29年度の研修会実施状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療、介護、福祉関係者研修会：松江、浜田の2箇所で開催 	障がい福祉課	安来第一病院	7月11日
6	松江	長期入院精神障害者の地域移行に向けた方策について	<ul style="list-style-type: none"> 地域に出ていくまでに、通過的な居住の場として、地域移行支援型ホームという選択肢があっても良いのではないか。 ※地域移行に向けた「中間施設」として、地域移行支援型ホームは意味がある。 地域移行支援の生活課題として、精神障害者の終末期ケアの対応が必要である。 	<p>地域移行支援型ホームについては、平成27年4月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令」の改正により、「精神科を有する病院の敷地内での指定共同生活援助の事業等の実施については、特例的に、精神病床の削減を前提に一定の条件を満たした場合に、平成36年度末までの間、実施できる」とされたところですが、全国的に、当事者や家族、関係団体から様々な意見が出ていることと、県内の病院からも事業実施の意向がなかったことから、本県では、施設設置の基理となる条例の改正は行っていない状況です。</p> <p>今後、事業実施の意向や関係団体等からの意見等の状況に応じて、条例の改正等について検討したいと考えています。</p> <p>終末期ケアの対応については、行政、医療、介護、福祉事業者等関係機関が連携して、ご本人にとってより良いケアができるよう対応していく必要があると考えています。</p>	<p>公聴会時の回答と同じです。</p>	障がい福祉課	安来第一病院	7月11日
7	松江	「介護中」の名札の周知徹底、広報の仕方について	<p>①「介護中」の名札のパンフレットやポスター等は、どういう場所に掲示されたのか、広報活動について教えて下さい（各市に配送されているのでしょうか？）。</p> <p>②これまでの所で、窓口に取りに来られたりする方がいらっしやいましたか、どのように利用されているか教えてください。又、課題があれば教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「介護マーク」については、H24年9月に「名札」を作成し、市町村の窓口で配布を行うこととしました。 H25年3月には、ポスターを作成し、各市町村に配布しました。 県のホームページにもチラシを掲載し、介護マークの市町村窓口での配布について広報しています。 	<ul style="list-style-type: none"> チラシを作成し、市町村に配布し、周知しました。 9月のアルツハイマーデー街頭啓発で配布しました。 	高齢者福祉課	障がい児（者）・福祉支援サポートの会	7月11日

平成29年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
8	松江	あいサポート運動の啓発について	(実際にあった話ですが) ①視覚障がいの方が、盲導犬といっしょにレストラン、コンビニ、スーパーに入店を拒否されたそうです。お店側にも配慮をお願いしたいです。 ②視覚障がいの方が、ハーネスをつけた盲導犬と散歩をしておられました。そこへ犬好きの高齢者女性が近づいてきて「あら、かわいい犬だね」と言いながら、犬にさわられました。「今、この犬は仕事なので触らないでください」と言うと、「ケチだね、さわらせてくれたって良いじゃないの」と言って怒って立ち去られたそうです。 ハーネスの意味を知っている小学生もたくさんいますが、高齢者の中にはハーネスの意味や「作事中」と書いてあっても知らない方が多いです。犬好きなのは良い事ですが盲導犬や聴導犬についても、もう少しご理解を頂ければと思います。	①身体障害者補助犬法においては、国や自治体が管理する公共施設や電車・バス、タクシーなどの公共交通機関、飲食店・商業施設・病院等の不特定かつ多数の方が利用する施設には、補助犬の受け入れ義務があるとされていますが、県内の一部の飲食店等では未だに受け入れ拒否が散見されます。昨年度から改めて県内の飲食店やタクシー等の事業者に対して補助犬同伴者への適切な対応をお願いするなどの取組みを行っているところです。 ②補助犬使用者を街中で見かけた時の対応等については、昨年度も広報を行ったところですが、引き続き、補助犬使用者の社会参加促進のために、あいサポーター研修や広報等により、補助犬に関する理解促進を図ってまいります。	公聴会時の回答と同じです。	障がい福祉課	障がい児(者)・福祉支援サポートの会	7月11日
9	松江	島根県独自の認知症対策について	2025年には認知症高齢者の数は700万人になると推定され、NHKの推計によれば軽度認知障害(MCI)の人を含めると高齢者の3人に1人が認知症かその予備軍になるとされている。 これまでも予想を超えて増え続けていること、また、島根県は高齢化がより進んでいることを考え合わせると、上記以上に深刻な状況が到来すると考えられる。 県としては、新オレンジプランの実現を加速することは当然のこととして、危機感を持って全国に先駆け県独自の対策を行っていく必要があると考えるが、県の見解をお伺いしたい。	・ご意見のとおり認知症対策は今後ますます重要になってきます。 ・国においては、先般「新オレンジプラン(認知症対策の国家戦略)」を改訂し、2020年度末の新たな数値目標を設定したところです。 ・島根県においては、これも踏まえ、施策検討委員会においてご検討いただいた施策の推進に取り組んでいきます。 ・各保健所も市町村と一緒に取り組んでおり、各地域の状況に応じた市町村の取組を支援していきます。 【主な取組等】 ・認知症疾患医療センター設置・運営、認知症サポート医養成、認知症初期集中支援チーム設置、認知症地域支援推進員配置、認知症サポーター養成、医療従事者等対応力向上研修の実施、介護従事者向け研修	・市町村が実施する認知症サポーター数の増加に向けて、講師役であるキャラバン・メイト養成研修を開催しました。(受講者:99人) ・普及啓発活動として、家族の会と連携して県内9ヶ所で街頭キャンペーンを実施しました。 ・認知症コールセンター運営事業を実施(家族の会に委託)し、相談しやすい体制を確保しています。 ・容態に応じた適切な医療・介護が提供できるよう、医療従事者(歯科医師、薬剤師、看護職等)を対象とした認知症対応力向上研修を実施しました。 ・認知症サポート医の養成をしました。(養成者:10人) ・平成29年10月、連携型認知症疾患医療センター2ヶ所を新たに指定しました。 ・県内5ヶ所の認知症疾患医療センター、保健所と連携し、「認知症疾患医療センター連絡会」「地域医療連携会議」や認知症研修会を開催し、医療連携体制の構築に取り組みしました。 ・若年性認知症施策の推進に向けて、若年性認知症相談支援センターを設置(平成30年4月)し、若年性認知症支援コーディネーターによる相談支援の充実を図ることとしました。 ・認知症カフェ関係者の横のつながりを作り効果的なカフェとなるよう、「認知症カフェセミナー」を開催予定です。	高齢者福祉課	認知症の人と家族の会島根県支部松江地区会	7月11日
10	松江	成年後見制度の利用について	認知症高齢者の増加により、本人の財産管理や身上監護を行うために成年後見人等を必要とするケースが増加している。 成年後見制度の利用については、平成28年に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づいて、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定された。 現在、松江地域における成年後見制度の利用については、主に各地域包括支援センターが相談窓口になっているのが実態であると思うが、今後県として成年後見制度の利用を促進していくためにどのように取り組んでいくのかについて、基本的な考え方を伺いたい。	成年後見制度は、自己決定権の尊重と本人保護の理念から、判断能力が不十分であるために契約等の意思決定が困難な人について、成年後見人等がその判断能力を補うことにより、その人の生命、身体、財産等の権利を擁護する制度です。 しかし、その利用状況は増加傾向にあるものの、利用者数は全国的に見ても認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況です。 島根県においても推計認知症高齢者数約3万3千人に対して成年後見人の年間申立件数は約200件(松江家庭裁判所管内:認知症高齢者以外の障害者等を含む全件数)となっています。 申立ての動機をみても、預貯金の管理・解約などの財産管理が最も多いことから、そのニーズに対しては成年後見制度だけでなく各市町村社会福祉協議会が行う「日常生活自立支援事業」を利用されているケースも多いと考えられます。 反面、現行の制度が使いづらいと感じている人も多いことから、今回策定された「成年後見制度利用促進基本計画」では、今後は利用者がメリットをより実感できる制度・運用に改善を進めていくこととされています。 また、計画の中では「都道府県に求められる役割」として「広域的な見地からの市町村への支援」や「研修等による後見人等の担い手の確保」、「司法関係機関との連携・調整」などが掲げられています。 県といたしましては、各市町村での計画策定状況を見ながら、成年後見制度が、今まで以上に、地域の実態に即し、実効性のある制度となるように支援していきたいと考えています。 ○日常生活自立支援事業 実利用件数 728件(H29.3末) (うち認知症高齢者 193件) 問い合わせ・相談件数 29,551件 (うち認知症高齢者 8,177件)(H28年度) ○認知症高齢者対策 ・認知症高齢者の増加が見込まれる中、判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を送ることができるよう、財産管理のみならず意思決定支援や身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代が必要です。そのためには、まずは人材の確保・育成が必要であり、市町村で取り組まれている市民後見人養成を支援していきます。先般改訂され認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)においても成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進していくこととされました。	公聴会時の回答と同じです。 なお、今年度、松江市、浜田市、出雲市、大田市、益田市で、市民後見人の養成及びフォローアップ研修に取り組みました。(受講者数については新年度に把握予定) また、10月に安来市で開催された「しまね人権啓発フェスティバル」に、成年後見制度に関するブースを出展し、制度の理解と利用について啓発しました。	地域福祉課 高齢者福祉課	認知症の人と家族の会島根県支部松江地区会	7月11日

平成29年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
11	松江	助けてマークについて	2月28日新聞に助けてマーク導入の記事がありましたが、その後進捗状況はどうですか。また、障害者マークはどのように考えておられますか。	平成29年2月28日の山陰中央新報で、県がヘルプマークの普及について検討しているとの報道がありました。 ヘルプマークをはじめとした、外見からは分かりにくい障がいを表すマークの普及については、昨年12月から今年1月にかけて、県内の障がい者団体へのアンケートを実施しました。アンケートの結果、行政としてマークを普及するべきかとの質問については、普及するべきとの回答がほとんどでした。 一方、複数あるマークのどれを普及するべきかについては、多様な意見があり、また、複数のマークがあると分かりにくいといった意見もありました。 それぞれのマークについて普及が進んできているところではありますが、県としては、主流となつていくマークを見極めるとともに、障がい者団体などのご意見も伺いながら、普及について検討したいと考えています。 また、障がい者に関するマークについては様々なものがあり、マークを定めた関係機関などを中心に周知、啓発に取り組まれていると承知していますが、浸透が不十分などの声があれば、県としても、必要な対応を検討したいと考えています。	内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方が、周囲の方から援助や配慮を受けやすくなるよう身につけるマークとして、全国で普及が進みつつある「ヘルプマーク」「ヘルプカード」(以下「マーク等」という。)について、島根県においても導入することとし、平成29年12月から無償交付を開始しました。 また、以下のとおりマーク等の周知に取り組んでおり、引き続き県民のマーク等への理解が進むよう普及啓発に取り組んでいきます。 ・県ホームページへ掲載(ハートプラスマーク等同様の趣旨のマークも紹介) ・県・市町村・関係団体へポスター・チラシを配布 ・新聞広報(29年11月)や街頭啓発活動(29年12月3日)等を実施 ・島根県身体・知的障害者相談員合同研修会等、各種研修会で説明 ・あいサポート運動の研修冊子に掲載(3月改訂予定) ・医療機関や公共交通機関等、関係機関に周知予定(3月までに)	障がい福祉課	松江市精神障がい者家族会連絡協議会	7月11日
12	松江	差別解消法対応要領等	前回の資料で対応要領を頂きましたが、もっと詳しいマニュアルが必要と思う事と、障がい者の方を採用されて問題事項はありませんか。事項あれば部署内でどう検討されるのですか。	県では、昨年度、障害者差別解消法で求められている「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について、職員が適切に対応できるよう「対応要領」を策定しました。 また、県では様々な障がいの特性や必要な配慮などを正しく理解し、障がいのある人が困っているときにちよつとした手助けを行う「あいサポート運動」を推進していますが、障がいの種別ごとに、知ってほしいことと、配慮してほしいことを記載したリーフレット「障がいを知り、共に生きる」を作成し、職員向けの研修会等でも使用しています。 なお、県職員として採用した障がいのある方についての問題事項は特に聞いておりません。仮に問題が生じた場合は、人事所管課が状況を把握し、解決や改善につなげていくこととなります。	公聴会時の回答と同じです。	障がい福祉課	松江市精神障がい者家族会連絡協議会	7月11日
13	松江	人材確保と定着支援策について	福祉現場の専門職が不足している。働き手は病院等給与面が格段に良いところへ行っている。又、地域支援定着事業は24時間体制で1ヶ月3,000円はどうみても算定がおかしいと思う。	地域相談支援(地域定着支援)については、厚生労働省告示では、常時の連絡体制を確保するための体制確保費として1ヵ月302単位算定されることとされています。 国においては、平成30年度に報酬改定が予定されており、現在検討がなされています。	公聴会時の回答と同じです。	障がい福祉課	松江市精神障がい者家族会連絡協議会	7月11日
14	松江	グループホームについて	グループホーム利用者のニーズにあった整備は支援されましたか。また、どんなニーズがありましたか。	平成28年度の県内のグループホーム整備については、次のようなニーズがありました。 ・地域移行支援の促進に対応するための、居住の場としてのグループホームの創設 ・重度の身体障がい者等が利用するための、車椅子の移動スペースの確保 ・利用者の安全・安心を確保するための防犯対策 これらのニーズに基づく整備の要望については、すべて助成しました。 [H28年度] ・全県では、創設2か所、大規模修繕39か所(うち防犯設備38か所)へ助成 ・このうち、松江圏域においては、大規模修繕(防犯設備)として9か所へ助成	公聴会時の回答と同じです。	障がい福祉課	松江市精神障がい者家族会連絡協議会	7月11日

平成29年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
15	松江	6月25日の広報について	記事下段、精神障がい者相談員が記載されていませんが、理由は何ですか。（山陰中央新報）	障がい者差別の解消を推進するためには、障がい者及びその家族等からの相談等的確に応じることが必要であり、障害者差別解消法では、既存の機関等の活用・充実を図ることにより体制を整備することとされています。 6月25日の新聞広報では、障がいのある方が差別を受けたと感じた時などに相談していただけるよう、県と各市町村の担当部署と連絡先を掲載しましたが、相談先はこれらに限定されるものではなく、既存の相談窓口であれば、どこでも相談することができます。県と市町村以外の相談窓口の一例としては、法に基づく身近な相談窓口である、相談支援事業所、身体・知的障害者相談員を記載しました。	公聴会時の回答に同じです。	障がい福祉課	松江市精神障がい者家族会連絡協議会	7月11日
16	松江	地域包括ケア	最近、がん患者は治療から予後のQOLを大切に生きています。病気になった時、その病気がたどる経過、医学上の見通し、緩和ケアとは、最初から最後までどう関わってくれるのか。 地方は医療も福祉資源も乏しく、不安を持つ患者は少ない。	かつてがん治療は、まずはがんを治すことが大切で、手術や治療の際の痛みやつらさは我慢するという考え方が主流でした。しかしながら、昨今では、がんが診断された時から痛みやつらさをやわらげ、それぞれの患者さん達が「その人らしく」過ごせるようにサポートするということで痛みの緩和、精神的なサポート、食事や栄養の相談など、クオリティ・オブ・ライフ＝QOLを考慮したさまざまな支援が行われています。 また、がんは医療水準が向上して生存率が高まり、早期発見早期治療できれば、もはや「死に直結する病気」ではなく、「長くつきあう慢性病」となってきました。そのため、がんとの共生が課題となっています。 そのため昨年12月に改正されたがん対策基本法にも、「がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らせる社会の構築を目指し、がん患者がその置かれている状況に応じ適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援、その他必要な支援が受けられること」（以下略）」という文言が新たに基本理念に追加されたところです。 県としても、引き続きがんサロンやその他患者団体さまとの意見交換などを行いながら、法の理念に基づき、より充実した支援が行えるよう、努力して参ります。	次期がん対策推進計画では、患者本位で将来にわたって持続可能なしまねらしいがん医療を実現するため、がん患者や家族の治療や療養生活の悩みが軽減している状態を目指し、患者が納得のいく治療選択ができるための体制整備や、患者が望む場所で適切な緩和ケアが受けられるよう地域の緩和ケア体制の強化を図ります。	健康推進課	ハートフルサロン松江	7月11日
17	松江	がん患者の就労について	治療と経済的負担にがん患者の就労問題があり、企業側ががんを告知すると「まず治療を」と体よく切られてしまう事がある。福祉労務士を入れての相談会等があるが、患者はなるべく小さく解決したいと思っている。ただ患者側からだけ要求を突き付けるのではなく、企業側にも何らかのメリットがあればどうだろうか。 中小企業の多い島根県ならではの対策はないでしょうか。	がんが診断された人の約3割が20～64歳の働き盛り世代ですので、がん患者の就労問題は重点的に取り組んでいく課題のひとつと考えています。 県ではがん患者の治療と仕事の両立の重要性について、事業者へ啓発するため、「大切な従業員ががんになったとき」というリーフレットを作成し、平成28年度に県内14,000社に対し配布、併せて事業者へ仕事と治療を両立する上で、どのようなことが課題なのかなど、アンケートを実施しました。 寄せられた意見では、県内企業のほとんどを占める中小企業において、がん患者である従業員への就労支援の必要性を理解しつつも、復職以降のサポートに困難を感じていることが分かりました。理由としては人的余裕がない中でのフォローや場合によっては職場のレイアウト変更などが難しいことが考えられます。 今年度は島根県がん対策推進計画の改定年度であり、就労問題についても、がん対策推進協議会などで、県民のみならず市民からの意見を頂戴して対策を検討し、計画に反映する予定としております。効果的な取組などありましたら、お寄せ頂きますと喜びますので、よろしく申し上げます。	次期がん対策推進計画の策定に併せ、平成30年度から従業員の治療と仕事の両立支援などの健康経営に取り組む事業所を新たに「しまね☆まめなカンパニー」として県が認定し、支援を行うこととしました。 他にも、県でがん患者を雇用、仕事と治療の両立支援を行い、その情報を事業所及びがん患者に提供するなどの取組を行うこととしております。	健康推進課	ハートフルサロン松江	7月11日
18	松江	障害者差別解消条例について	障害者差別解消条例について、条例施行に関して、障害者本人からの問い合わせや、県や市からの行政指導を行ったかどうかの実績を知りたい。	障害者差別解消法は、平成28年4月から施行されていますが、県及び県内市町村において質問にある名称の条例は、制定されていません。 なお、松江市において、平成28年10月から松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例が施行されており、差別等事案についての相談、調査、助言又はあつせん、勧告、公表等が規定されていますが、お尋ねの実績については、公表方法も含め検討中とのことでした。	「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」に基づく差別等事案についての相談、調査、助言又はあつせん、勧告、公表等の実績の公表については松江市に確認したところ、件数を公表する方向ではあるが、現在公表方法を検討中とのことでした。	障がい福祉課	山陰発達障害当事者会スモステの会	7月11日

平成29年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
19	松江	県の委託事業、発達障害者支援センターにおける行政からの監督及び管理について	島根県障がい福祉課のホームページの公開状況を確認したが、発達障害者支援センターに関する指導・監査の項目が入っていないこと。児童発達支援センターや児童発達支援事業所などの指導監査は県が実施しているが、県からの民間委託に関して発達障害者支援センターに関する単独における業務の質に関する指導監査（法人全体の監査は除く）がなされていないのではないか。今後どうするか教えていただきたい。	児童発達支援センターや児童発達支援事業所については、児童福祉法に基づき県が指導監査を実施しています。 一方、発達障害者支援センターについては、発達障害者支援法で指導監査について規定されておらず、指導監査は行っていませんが、委託先法人との委託契約において随時調査を行うことができると定めており、平成26年度に実地調査を実施しています。今後、必要があれば実地調査を実施し、適正に業務が行われているか確認してまいります。	公聴会時の回答と同じです。	障がい福祉課	山陰発達障害当事者会スモステの会	7月11日
20	松江	県の委託事業、発達障害者支援センターにおける業務時間について	発達障害者情報支援センターのホームページに島根県東部の発達障害者の相談件数が19歳から39歳までが71人、40歳以上が12件となっている。島根県西部の発達障害者の相談件数が19歳から39歳まで55人、40歳以上が6人になっている。発達障害者からの当事者の意見として、一般就労や障害者雇用で月曜日から金曜日まで就労している場合に、発達障害者支援センターの相談窓口の受付時間が9時から17時になっている場合に、成人の就労後の相談は事実上不可能な状況にある。ジョブコーチやトライアル雇用が終了した後も発達障害者の土日祝日の常時の相談体制や17時以降の夜の時間帯を確保してほしい、今後の方策を教えてください。	発達障害者支援センターの相談受付は、月曜日から金曜日の9時から17時までとしており、原則として平日の17時以降や土日祝日の対応はしていません。 今後、すぐに夜間や休日の相談体制を確保することは困難ですが、相談の状況も踏まえ、検討していきます。 なお、事前に連絡をいただき、緊急を要すると判断する場合は、17時以降や土日祝日でも対応していますのでご相談ください。	公聴会時の回答と同じです。	障がい福祉課	山陰発達障害当事者会スモステの会	7月11日
21	松江	障がい福祉サービスと発達障害者支援センターの実績の違いについて	圏域別地域公聴会資料によると障がい福祉サービスの日中活動系の合計人数だけでも5593人おり、発達障害者の人数もかなりいると推察されるが、発達障害者支援センターの相談実施状況と、障がい福祉サービスとの相談割合に差が大きくあり、そのあたりの相談支援事業所と発達障害者支援センターとの業務実績の違いはどうしてか。また今後の課題や方針などを教えてください。	平成28年度の発達障害者支援センターの相談支援実人数は926人です。 一方、相談支援事業所は、発達障がいのある方に限らず、障がい福祉サービスを利用するすべての方が利用されているため、相談実績に大きな違いがあります。 また、発達障害者支援センターは、直接の相談も受けていますが、今後は、地域での支援体制が整備されるよう、市町村や関係機関への支援に一層力を入れていくことにしています。	公聴会時の回答と同じです。	障がい福祉課	山陰発達障害当事者会スモステの会	7月11日
22	松江	助産師による産後ケア事業（デイサービス型・アウトリーチ型）の全県的な実施、推進について	出産後、医療施設を退院した母子に対し、退院後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的として、「産後ケア事業（デイサービス型・アウトリーチ型）」が益田市・浜田市・江津市・邑南町で実施されている。 島根県東部においても、高齢妊婦やハイリスク妊婦の増加、低出生体重児割合の増加、入院中や産後1ヶ月健診時におけるエジンバラ産後うつ病調査票高得点者の増加など、産後の支援を要する母子が増えており、「産後ケア事業」が必要な状況にある。 島根県としても、東部地域における「産後ケア事業」の実施や各市町村への財政的な支援等を含め、産後ケア事業の全県的な実施、推進に取り組んでいただきたい。 助産師による「産後ケア事業」を取り入れることは、効果的な母乳育児サポートや母親の休息確保などの身体的ケア、育児不安を解消する心理的ケアなど、子どもの母子に寄り添った支援となり、さらに母子の心身の健康を守り、虐待予防や少子化対策、妊娠からの切れ目のない支援につながると考える。	県では産後ケア事業に取り組む際には助産師の協力は不可欠であると考えています。 6月に開催した妊娠期からの切れ目のない支援のための研修会では、先駆的に取り組んでいる益田市の助産師との協力の下で産後ケア事業を実施している様子を全市町村に情報提供し、事業の推進に努めています。 東部の市町村でも産後ケア事業について、現在実施に向けて検討中ですので、ご協力をお願いします。 また、産後ケア事業の財政的支援については、本事業は国の補助事業です。国の補助基準に該当しない場合には、県単独で「しまね結婚・子育て市町村交付金」を活用して市町村を支援できる制度も設けて推進しています。	産後ケア事業の財政的支援については、本事業は国の補助事業です。国の補助基準に該当しない場合には、県単独で「しまね結婚・子育て市町村交付金」を活用して市町村を支援できる制度も設けて推進しています。 それに加え、平成30年度から、産後ケア事業に新たに取り組む市町村に対してその施設の修繕等にかかる経費を国の補助金と合わせ県でも上乗せする制度を設け、市町村の取組を推進していきます。	健康推進課	島根県助産師会	7月11日

平成29年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
23	松江	少子化対策、子育て支援への助産師の活用について	島根県助産師会は、思春期教育や相談を県からの委託として実施しており、また、各市町村においては、妊娠期からの切れ目のない育児支援として、新生児訪問や養育支援訪問などの委託を受け、各地域において地域助産師が活動している。また、島根県助産師会内では、入院施設として1施設（きらり助産院）、来所または訪問型の施設として22名の開業助産院が登録されている。 島根県においても、少子化対策や子育て支援に係る諸事業への助産師（とくに地域における助産院）の活用について取り組んでいただきたい。	従来から助産師会に委託し、児童生徒を対象とした「生の楽習講座」を開催いただいています。 また、一部の方には「こっころ講師」に登録いただき、派遣費用の一部を支援してきており、こうした取り組みを継続していきたいと考えています。	従来から助産師会に委託し、児童生徒を対象とした「生の楽習講座」を開催いただいています。 また、一部の方には「こっころ講師」に登録いただき、派遣費用の一部を支援しています。 来年度も、こうした取り組みを継続していきたいと考えています。	子ども・子育て支援課	島根県助産師会	7月11日
24	松江	福祉・介護人材の確保について	県としてどのように考えておられるのか？ 社会福祉専門分野の新規求人倍率は3.1倍となっている。 福祉を担う新卒さんが昨年の島根県のデータでは、専門学校から60名＋全高校生から50名の方が介護系の現場に就職されている。島根県で110名輩出されるのに対して数多く乱立している介護系の施設が取り合いをしています。 島根県の看護系が年間500名近く輩出されており格差が広がってきている。 中途採用などを除いて人材確保は緊急の課題であり今後の福祉を担う人材育成問題でもある。 人材確保であれば“福祉先進地”となるべく官民あげて戦略を打ち出すことが必要で、 ・福祉人材確保に必要な独自の制度がないこと（福祉の仕事がしなくなる環境整備） ・学校法人、事業者、行政が一体となって具体的なアクションを起こせていないこと（福祉の仕事のすばらしさ・やりがいを県民に広く伝える）。 島根県老人福祉施設協議会では、 1）教育の先生方に老施協主催の研修会に参加していただいている。 2）益田市の明誠高校学資金助成制度を作る 松江圏域老人福祉施設協議会では、 1）松江市と一緒にUIターン応援事業を展開している 課題 国は更なる施設整備を検討しているようですが、慢性的な人材不足の中で、新たな施設整備を進めても、支える人材がいない。介護職員はもとより、管理者や相談員、施設ケアマネ、管理栄養士、調理師等においても新たに配置する必要がある。人員が不足すれば人員配置基準等により一部閉鎖による稼働率の低下が発生するという悪循環が発生する（既存の資源が有効に活用されない）といった課題がある。	【地域福祉課】 昨年度実施した「介護・福祉人材確保の実態調査」では、介護福祉士の充足状況は62.5%と、人材の確保が厳しい状況にあるという結果が出ました。介護福祉士養成校の入学者は、近年減少傾向にあり、定員数の4割前後の状況であり、また、離職者の半数が、3年未満で離職している現状であることもわかりました。 介護人材の確保については、事業所関係者や職能団体、介護福祉士養成校、高等学校進路指導協議会などの関係機関の代表で構成する「島根県福祉・介護人材確保対策ネットワーク会議」を設置し、今年度からは、3つの作業部会を置いて検討を始めているところです。 「広報・啓発」部会では、小中学生の頃から福祉の心を醸成し、福祉・介護の仕事はやりがいがあり魅力のある仕事であるということを感じてもらおうこと 「確保・育成」部会では、介護現場で働く人、特に介護福祉士の有資格者を増やす取り組み 「定着」部会では、離職する人を減らす取組など検討中です。 人材確保のための施策としては、 国のスキームによる修学資金等の貸付制度。 県では、中学生や高校生を対象とし、体験を通してイメージアップを図る「夏休み介護の職場（仕事）体験事業」や現任職員のスキルアップを図る研修事業などに取り組んでまいりました。 今年度はさらに、小中学生には、介護や福祉に関心を持てるよう、また高校生には介護の仕事のイメージアップを図り、仕事として選択してもらえるよう、副読本などの教材を作成することとしております。 また、離職者や介護の仕事希望する方には、就職を支援するためのコーディネーターを福祉人材センターに配置し、相談支援に応じる体制をとっているところです。 いずれにしても、福祉や介護の事業所の皆さんや専門職の職能団体、養成校など関係機関と一体となって取り組むこととしておりますので、ご協力をお願いします。	【地域福祉課】 「広報・啓発」部会においては、今年度、福祉・介護の魅力アップに向けたアンケート調査を行っており（約1,500人から回答）、その結果を分析しながら、来年度、福祉・介護人材確保に向けた広報戦略を策定する予定です。 「確保・育成」部会においては、来年度、「介護の入門的研修」の拡充、修了者の資格認定化を図るとともに、小学生向けの親子職場体験事業を実施する予定です。 「定着」部会では、メンタルヘルス対策の充実とエルダー制度の導入に向けた事業を実施する予定です。 また、「介護人材等確保プロジェクトチーム」において、協働プロジェクトとして、来年度の「介護の日」イベントを検討していきます。 今年度の、介護福祉士等修学資金の受給者は39名（うち介護福祉士36名、H28年度は26名）でした。 年度内に、小中学生向けの副読本や高校生向けのガイドブックについてリニューアルするとともに、教材用DVDを作成する予定です。 離職した介護福祉士等の届け出状況は、H30年2月現在で169人あり、その内46人が再就職に繋がっています。 【高齢者福祉課】 今年度、第7期介護保険事業計画を各保険者が策定するにあたり、地域の実情に即した計画となるよう、ヒアリング等を通じて必要な情報提供を行ってきたところ。今後は、保険者が定めた整備計画に基づき、医療介護総合確保基金を活用して必要な整備を進めていきます。	地域福祉課 高齢者福祉課	松江圏域老人福祉施設協議会	7月11日

平成29年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
25	松江	死亡の場所	<p>老人ホームでなくなれる方が多くなっている。老人ホームでの終末期の流れもできつつあるが、まだまだ難しい問題もたくさんある。</p> <p>「終末期の方の救急搬送は、どのように考えていいのか悩む。」</p> <p>特に医者と家族の関係の中で終末期の「看とる」という文化ができていないことにある。</p> <p>間に入る看護師や生活相談員の資質向上も出てくる。</p> <p>そういった話し合いできる場所があると思われる。</p> <p>「看とりという文化」に関する啓発活動や実務（正しい意向確認等）に関する法的な理解を関係者や県民に広げる活動、その中で特養での現状や課題も発信することが必要であると考えている。</p>	<p>【医療政策課】</p> <p>在宅医療に求められる機能として、住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保することが必要とされており、看取りに関する啓発活動は重要と認識しています。</p> <p>県は、看取りに関する啓発活動について、医療連携推進事業や在宅医療に対する住民理解促進事業により支援することが可能です。県が行う啓発事業等については今後検討したいと思います。</p> <p>【高齢者福祉課】</p> <p>○特養での現状や課題</p> <p>特別養護老人ホームは中重度の要介護者を支える施設として位置づけられていますが、医療依存度の高い要介護者の受入にあたり、夜間・緊急時に対応できる十分な看護職員を確保することは難しい状況があります。国でも、来年4月の介護報酬改定に向け、特養における医療ニーズや看取りへの対応の充実を図るべく議論がされているところです。</p>	<p>【医療政策課】</p> <p>県は、平成29年度患者の意向を尊重した意思決定に関する研修会に、島根大学医学部附属病院と島根県立中央病院の各1チームを推薦派遣しました。両病院の協力を得て、医療関係者向けの研修報告会を健康推進課・高齢者福祉課との共催で開催します。</p> <p>今後、市町村とともに患者の意向を尊重する意思決定のあり方について、住民への啓発を行ってまいります。</p> <p>【高齢者福祉課】</p> <p>H30年度の報酬改定において、看取りも含めた特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズへ対応するため、医師の緊急時の対応に対する評価や、看護職員等の夜勤配置にかかわる評価などが行われます。</p> <p>また、新たな介護保険施設として創設される介護医療院でも、「日常的な医学管理」や、「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設として期待されているところです。</p>	医療政策課 高齢者福祉課	松江圏域老人福祉施設協議会	7月11日
26	松江	高齢者福祉	<p>老人ホームに、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームも含まれている。75歳以上の方でデータを出されているが、入所条件（特養は要介護度3以上）に違いがある。人口当たりで換算されているが、介護度がある方と無い方の入所については、データを分けて出していただきたい。なぜなら老人ホームへの入りたい方への「空き情報」という枠組みでは、入所条件に違いがあるので「どのような方」が、入所待ちをされているのかを、情報として把握していた方がよいと思われる。</p> <p>入所したい方には、入所待ち問題の視点もいれておくのに必要と思います。</p> <p>県としては、今後、特別養護老人ホームや有料老人ホーム等をどの程度整備していくのか伺います。</p> <p>在宅サービスでは、医療系（松江市の訪問看護事業所の伸び率）の伸びがあり、高齢者にとって安心できる場所があると思う（今後、医療系では療養型の転換や機能分化・医療法人の介護事業進出もあり得る）。</p> <p>しかし、福祉系（介護系）の在宅では、総合事業により事業縮小や事業廃止などの問題が出始めている。両者のバランスが、利用者のうけるサービスに違いが、できないように思う。</p>	<p>○入所待ち問題の視点</p> <p>75歳以上人口10,000人あたりのデータは各圏域ごとの違いを確認してもらおうためのものです。</p> <p>特別養護老人ホームの入所申込者調査については、毎年7月1日および1月1日現在の状況各施設にご協力いただき調査しており、要介護度や自宅と自宅外などの申込者の状も併せて公表しています。</p> <p>○県として特養等をどの程度整備していくか。</p> <p>介護保険サービスの基盤整備については、各保険者が地域の実情に応じて介護保険事業計画に基づき必要な整備を進めていくことになっています。</p> <p>県としても第7期介護保険事業計画の策定にあたり、各保険者に対して必要な情報の提供など支援を行ってまいります。</p> <p>[「在宅サービスでは・・・」以下の部分の回答]</p> <p>松江圏域には、介護保険の訪問看護ステーションは29事業所（松江市25、安来市4）あり、体制整備は進みつつあります。</p> <p>在宅サービスについては、平成26年の介護保険改正で介護予防の訪問、通所系サービスが地域支援事業に移行したが、緩和型、住民主体型など、まだ不十分な状況にあります。</p> <p>介護保険制度は利用者に対して必要なサービスが提供できるよう、本年度は第7期介護保険事業支援計画の策定年度でもあるので、県としては、保険者のヒアリング等も行い、体制整備を支援していきたく考えています。</p>	<p>今年度、第7期介護保険事業計画を各保険者が策定するにあたり、地域の実情に即した計画となるよう、ヒアリング等を通じて必要な情報提供を行ってきたところです。今後は、保険者が定めた整備計画に基づき、医療介護総合確保基金を活用して必要な整備を進めていきます。</p>	高齢者福祉課	松江圏域老人福祉施設協議会	7月11日
27	松江	県からの公的支援のお願い	<p>しまね性暴力被害者支援センターさひめは設立4年目に入った。</p> <p>開設以来、今年3月までの3年間で、電話相談92件、メール相談281件、紹介23件の相談と、カウンセリング98件、産婦人科医療20件、法律相談27件の支援を行っている。</p> <p>これらに公的な支援は全くなく、すべて民間の助成金や寄付金、ボランティアによるものである。</p> <p>このような支援業務が県民に必要であることはいうまでもなく、継続的な支援を行うためにも、島根県からの公的な補助をぜひともお願いしたい。</p> <p>喫緊の課題として、電話相談を行う場所の確保がある。さひめの活動実績を知っていただき、行政には、他の電話相談（いのちの電話等）と同様に場所の提供を求めたい。</p> <p>また、島根県の「たんぼぼ」との連携システムも、島根県の行政課題として取り上げていただきたい。</p>	<p>「さひめ」におかれましては、夜間の電話相談やメール相談など、性暴力被害者支援センターたんぼぼ（女性相談センター内）が受けることができない相談案件に対応していただくなど、性暴力被害者支援に御力いただきありがとうございます。</p> <p>現行の制度や体制における公的補助は困難ですが、今後も関係機関と連絡しながら相談場所確保に向けて情報提供に努めます。</p> <p>両者の連携については、「たんぼぼ」のスタッフを対象とした専門研修を「さひめ」に委託するなど、既に取り組みを進めています。また、「さひめ」で受け付けた相談者に対し「たんぼぼ」が支援を行うといったシステムについては、両者の具体的な相談状況について検証する中で引き続き検討を重ね、被害者の気持ちを第一に考え、よりよい支援が行える体制づくりに努めてまいります。</p>	<p>「さひめ」の活動に対する公費補助は困難ですが、被害者へ安定的な相談窓口を提供するために、相談場所の確保については引き続き情報提供に努めます。</p> <p>また、「さひめ」と「たんぼぼ」の連携システムについては、課題の分析をしながら引き続き検討を行い、今後のよりスムーズな連携体制の整備に向けて努めます。</p>	青少年家庭課	しまね性暴力被害者支援センターさひめ (欠席)	7月11日